

売春のどこがわるい

橋爪大三郎

フィリピン、タイなど東南アジア各地へむかう「買春」ツアーを非難・告発する声が、大きくまきおこっている。いまわしい「性侵略」、破廉恥な背徳行為——聞けば、もつともな指摘ばかり。日本男性の所業とは、たしかに、情なくなるほどにあさましく、けしからぬものようである。

それでは、わたしもそれに唱和して、「買春＝性侵略」反対を叫ぶべきだろうか？ それもよいが、いささかひっかかるところものこる。どう言えばうまく伝わるかところもとないが——たとえば、「買春＝性侵略」のように海外へ目が向いているわりには、国内のほうはどうなっているのだろう。売春を「買春」と呼びなおし、買う側である男性の責任と主体性に焦点をあてることはよいとしても、そのために話の重点が（日本の対外的な）加害行為の追及に移ってしまい、かえって本筋（売春ということそのこと）が見えづらくなったらいいはなからうか？ あるいはとても意地悪く言えば、国内ではもう売（買）春に関して見るべき悲惨を発見しにくくなったため、しらすらすのうちに問題がずれてしまっている、ということだってないとは言いきれない。ヒューマンイズムといえども通俗化すれば、たんなる制度のひとつにすぎなくなる。反「買春」キャンペーンが、ある衰弱の徴候でなければ幸いなのだが。

すでにタイトルにしてからが、早呑みこみの読者の眉をひそめさせているところへ、こういうことまで言いはじめたのでは、すかさずつぎのような声があがるにちがいない：“売春が悪いのは、決まっているでしょう。” “その点を留保するなんて、ずうずうしい、極めつきの男の論理だわ。” “女性の傷みを見ず、女性の人権を無視するような議論は、許せません。” こういう非難がさきほどから耳についてまわって、筆をすすめるにも気が重いのだが、まあ、すこし待ってもらおう。とにかく、海外への性侵略とよばれるような事態は、ひとすじなわでは解けないこみいった出来事なのである。たんに売（買）春を考えるのなら、国内の実態をさきにとりあげる方がよい。そこで、昨今のトルコ風呂にいたる売春形態の変遷と、それをめぐるさまざまな言説の流れを追ってみた。そこから、売（買）春を照らしだすある基準点が見つければ、はじめの問題にもなにか益するところがあるかもわからない。

ところで、そうしてわたしの得た暫定的な結論は、やや意外なものだ：第1次的には、売（買）

春をすこしも悪しきもののように考えることはない。売（買）春がおぞましいものにみえるのは、<性>空間——人間の<性>的な活動の集合的な全体——がそこに及ぼす効果のせいである。すなわち、ある副次的な現象にすぎない。

はじめはわたしも、売（買）春はいけないことだと信じて、その根拠をたずねるつもりだった。ところがしらべてみると、どうやらいままで誰ひとり、売（買）春＝悪、を証明できたものはいないらしい。反売春の言説はおよそ、売（買）春を直撃するというより、その周辺部を論難してきただけではないか。ところがその事実、いっこうに気付かれていないようである。もしかすると売（買）春はすこしもいまわしい事態ではないのではなからうか？ このような疑念はあとからいくらか湧いてきて、とどめることができない。そこでこの点をはっきりさせるため、以下では、「売春は悪くない」という仮説的な立場に身をおいてみることにした。発想を180度転換したのである。願わくは、今後の議論の展開と深化のなかで、本稿の立場が論破されるなりして、きちんと結着がつけられるように。

1.

1960年代の後半ごろトルコ風呂での売春（トルコ売春）は、けっして一般的ではなかった。わずか10年あまりまえのことなのに、いまからみると信じられないかもしれない。スペシャルとよばれる指技サーヴィスがふつうで、「本番」まで行なうのは、限られたごく少数の店だけであった（広岡〔1980：65〕）。これが常識だったので、そのあともそんなところかと思ってすませていたのが、わたしのうかつであった。性風俗の移りかわりは目まぐるしい。1969年、「川崎城」の浜田某なるトルコ嬢が「泡踊り」の技法を編みだしたところから数年をまたずして、「革新トルコ」の波が全国をおおいつくしていたのである（広岡〔1978：59〕〔1980：15〕）。トルコ風呂はいまや、公然たる娼館というにふさわしい。トルコ売春と売春防止法との、奇妙な共存状態。売春を根だやしにするはずだった売春防止法の、これはまた何という皮肉な帰結であろう。

*

わが国の売春制度は、1世紀あまりのあいだに、ほぼ3つの転期を経てきている。順に、娼妓解放令（1872）、公娼廃止令（1946）、売春防止法（1956）である。

遊廓は、幕藩制の身体技術論が必然的にうみだす区画のひとつであった。明治以降の集娼地域も、この遊廓を原型とする。

維新後まもなく、新政府は思わぬことから、遊廓対策を迫られることになった。事のおこりは

マリヤ・ルス号事件(1872)である。ペルー籍の奴隷商船マ号が清国マカオを発つて嵐に遭い、横浜港に碇泊・修理中、'積み荷'の中国人1名が脱走して英国軍艦に泳ぎつき、船中での虐待を訴えた。英国側の通報を受けた外務卿副島種臣は、外交問題がこじれることを心配する反対派をおさえて、この仲を外務省管下の特別裁判に付することで政府部内をとりまとめ、参事大江卓を特命裁判長に任ずる。ペルーが条約未済国であったところから、この裁判には、独、仏等外国領事団からの抗議が相つしたが、大江はこの圧力に屈せず、法律顧問ヒールの策に従い、「マ号船長が'船客'を領海内で不当に虐待した行為は国内法に反す」と裁定する。乗船の中国人231名は、その自由意志を尊重して、収容所にかくまい、マ号船長の帰船要請も斥けてしまった。ペルー側は当然これを不服として、契約確認の訴えをおこすが、再びこれを裁いて大江は、「奴隷契約につき無効」との判断を下す。事件はさらに、ロシア皇帝の仲裁裁判へともつれこんだが、ここでも日本の主張が確認される。こうして中国人は無事、清国に帰還し、人権外交は輝かしい成功を取めたのである。しかしこの裁判中、原告が、そういう日本にも奴隷契約が存在するのではないかと、遊女の身売証文の写しを法廷に提出する戦術に出たことは、政府をすっかり周章狼狽させた。他国の奴隷を解放した手前、いやでも遊女を解放しないわけにはいかなかったのである。

こうして同年下されたのが、娼妓解放令と司法省達(司法卿江藤新平自らの起草になるという)とであった。それらを参考のために掲げる。

資料 1

太政官達第二百九十五号(娼妓解放令)

○第二百九十五号(十月二日)(布)

- 一人身ヲ売買致シ終身又ハ年期限リ其主人ノ存意ニ任セ府使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ規從來年期限禁等種々ノ名目ヲ以テ奉公仕爲致其其売買同標ノ所業ニ至リ以ノ外ノ事ニ付自今可爲禁事
 - 一農工商ノ諸業習熟ノ爲メ弟子奉公爲致候儀ハ勝手ニ候得共年限滿七年ニ過ク可カラサル事
 - 一但雙方和議ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事
 - 一平常ノ奉公人ハ一ケ年宛タルヘシ尤奉公取捨候儀ハ証文可相致事
 - 一娼妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ賃借証文等不取上候事
- 右之通被定候條候儀可相守事
(太政官達第二百九十五号、一八七二年(明治五年)十月二日)

司法省達第二十二号

○第二十二号(十月九日)

- 本月二日太政官第二百九十五号ニ而被仰出候次第ニ付左之件々可心得事
 - 一人身ヲ売買スルハ古來ノ制禁ノ規年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實買同標ノ所業ニ至ルニ付娼妓等雇入ノ賃本金ハ金銀金ト看做ス故ニ右ヨリ苦情ヲ唱フル者ハ取札ノ上其金ノ金額ヲ可取揚事
 - 一同上ノ娼妓等ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ故ニ從來同上ノ娼妓等ハ借ス所ノ金銀並ニ元掛金等ハ一切償ルヘカラス
 - 但シ本月二日以來ノ分ハ此限ニアラス
 - 一人ノ子ヲ金銀上ヨリ賣女ノ名目ニ爲シ娼妓等所業ヲ爲サシムル者ハ其共其共上掲人身売買ニ付従前分後可及嚴重ノ所置事
- (司法省達第二十二号、一八七二年(明治五年)十月九日)

こうした法令がただちに遊里の実態を一変させるようなものでないのは無論である。たとえば、省達にもかわらず、廓の養女制度はその後もなお健在で、大正ごろまでは10~15年間、昭和に入ってからでも3~5年間ぐらゐの年季がふつうであった(井上(1980:24))という具

合に。それでもこれは、変化の確実な一階梯をなす。旧遊廓の業者は、府県知事より席貸の免許をうけ、指定の街区で営業するよう義務づけられたし、娼妓・芸妓も届け出て鑑札(license)を受けねばならなかった。こうして、公娼(licensed prostitution)の時代がはじまる。公娼制度は1900年の内務省令(娼妓取締規則)によって、古典的な確立をみた。この規則は、娼妓

資料 2

娼妓取締規則

- 内務省令第四十四号
- 娼妓取締規則
- 明治三十三年十月二日
- 内務大臣 松岡西郷侯達
- 第一條 娼妓ハ府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス
- 第二條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第五條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第六條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第七條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第八條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第九條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十一條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十二條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十三條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十四條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十五條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十六條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十七條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十八條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第十九條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十一條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十二條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十三條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十四條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十五條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十六條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十七條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十八條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第二十九條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十一條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十二條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十三條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十四條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十五條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十六條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十七條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十八條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第三十九條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十一條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十二條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十三條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十四條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十五條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十六條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十七條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十八條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第四十九條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス
- 第五十條 娼妓ハ法令ノ規定ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルコトヲ得ス

市川(ed.) [1978:258f]

を、所轄警察の登録・管理下におき、居住・移動の自由を制限することを、最大の眼目としている。警察は、いまや廓の管理者、いな、事実上の保護者となったのであった。こうして登録された娼妓の総数は、明治末~大正ごろで4~5万人程度をかぞえ(1)、それ以外にまだその半数ほどの私娼と、公娼とはほぼ同数(のちにはそれを上回る数)の芸妓とが同様の稼業をいとなんでいた(市川(ed.)(1978:282,405))(2)。

公娼制度がもたらそうとするものは、端的に、臣民の身体秩序であった。ちょうど帝国憲法が擬装された人権の体系にすぎなかったのと同じ程度に、娼婦の自発性はみせかけのものである。彼女らは、親の同意と承諾をえて、家族の要請を背負ったままやってくる。だから、監禁と監視

制度や法が断続的に、急激に変化するよう見える場合でも、社会の実態のほうはゆるやかな持続を刻むにすぎないと考えておけばまちがいはない。江戸の遊廓から戦後の赤線に致る娼家経営は、実際そのような連続たる持続によってつながっている。そこで女性らのおかれた状態は、奴隸的な拘束状況であるとも、非人間的な苦役であるとも、形容して足りない。そして、売春をめぐる言説のほとんどは、このような売春のありさまを専ら念頭において構成されてきた。しかし、トルコ風呂は、江戸期以来の娼家とはまた別の起源をもった、新規に出現した経営体なのである。これは、公衆浴場法という法的根拠をもった公然営業形態であって、線引き区域内での営業を許可されている。吉原のような旧赤線区域がひきつづき指定される場合が目立つため、しばしば旧遊廓のような娼家から連続するもののように思われやすいが、そうとは言えない。売春防止法の発効から10年以上もの期間、トルコ風呂はおおむね売春とは無縁であったのが、何よりの証拠である。その間にそこで働く女性も、経営者も、赤線時代とは入れかわっている。このトルコ風呂の営業の実情を、いくつかの資料から再構成してみよう。そこから、問題の核心がみえてくるかもしれない。

2.

売春を端的に定義すれば、どのように言えようか？ 常識的な理解、たとえば売春防止法を採用すれば、「この法律で「売春」とは、対償をうけ又は受ける約束で、不特定の相手方と性交す

資料 4 「ロック」の記事中、S:スペシャル、W:ダブル・スペシャル、H:本番。

『日刊ゲンダイ』

80.6.6-

ることをいう」(第2条)となる。ここで売春行為は、3つの契機のうえに描かれている。これら——不特定性、性的交渉、対償——はたしかに、売春行為を際立たせる要件であるとみえる。実際これらの契機のどれかが欠けると、その行為は売春とは別のものに転化してしまう。たとえば、専ら特定の相手を対象とするならむしろ、妾であるとか情婦であるとかいう関係となろう。また対償を求めないのであれば、ナンパや乱交として現象する。さらに、性交を伴わない性的サービスは、「ピンクサービス」や「赤ちゃんの館」など別のジャンルになるであろう、もっとも、そこに大きな区切りをみとめることにさしたる意味はないと思われるけれども。

ここでひとつの疑問は——売春といえば男が女を買うものと相場が決まっているようだが、逆の場合には売春とよぶのか否か？ さきの定義を素直に読むなら、これも当然、売春にあたると思われる。しかし、売春防止法は、そのようなケースを念頭においていないらしい。当局の法解釈(？通説)によっても、男性の行為に同法を適用するのは無理とされているという(3)。だがじつは、女が男を買うのも、決して珍らしいことではない。江戸時代、大店のおかみの最上の道楽は、芝居見物と「役者買い」であった。もちろん現代でも、映画のジゴロを地で行くような高級売春夫から、安手のホスト・クラブあたりで網をはる手合いまで、大都会にはこれら人種が渦巻いている。

それではなぜ、男が女を買うのが常態であるわりには、女が男を買うということが比較的生じ

資料 5 「大名」の項、入浴料と時間の関係がよくわかる。「ハリウッド劇場」の項、客と踊り子が舞台で「本番」をするのはいまや当たり前だが、とくにそのための対償をとっていないので、売春防止法違反では検挙できない。

『日刊ゲンダイ』

80.4.7-

にくいであろうか？ こうした非対称の由来は、当面ただふたつ、すなはち、(i)男性が専ら可処分所得を握っているという、経済力の格差、(ii)男性の性機能が短時間には回復しないという、生理的条件、につきていられる。これ以外の何か本源的な理由づけ、たとえば男性ばかりが放埒な肉欲を課されているとか、浮気で恥知らずであるとか、女性は特定の対象とのあいだの安定した関係を望むものなどの説明を与える必要は、一切ないだろう。それらは嘘っぱちか、せいぜい上の(i)、(ii)に規定されて生じる副次的な効果の部類に属する。

売春は世界でもっとも古い商売といわれる。たしかにそれはひとつの商取引、商品関係にちがいない。従って売(買)春は、性的なサービスの供給(対償の需要)者、ならびに需要(対償の供給)者のみつかるところでは、どこでも成立する関係であるし、事実いたるところで成立してきた。売(買)春は人類の'常態'であって、'異常'なことでも'変則'なことでもない。

人間は、ほんの好奇心によるのであれ、あるいはそれ以上ににいか積極的な動機によるのであれ、対償とひきかえに異性を自由にしたいと思ってみたり、現にそうしたりしてもすこしも不思議でないような、浅はかな生きものである。この、ありうべき動機を、もうすこし詳しく想定してみよう。まず第1に、そうでもしないと己れの切迫する欲望をみたせないと感じる場合。たとえば、性道徳に圍繞された单身者であるとか、配偶者と隔てられた世帯持ちであるとか、第2に、そうでもしないと己れの特殊な欲望をみたせないと感じる場合。たとえば、相手の若さ、美貌、

資料 6 「ヤングスター」の項、①室内で勧誘し、②場所をかえれば、自由恋愛とみなされて、売春防止法の適用外。「S」の項、アジア系外国女性の「相場」がうかがえる。

81. 1.27

『日刊ゲンダイ』

サービスの技巧を欲するとか、自分が特別の嗜好をもっているとか。第3に、そのような関係それ自体が他にかえがたいとして望まれる場合。人間的な関係の煩わしさがなく、風俗の浮薄に流される開放感だとか、そして第4に、これらの動機の背後に隠された本来の動機、すなはち、抑圧された攻撃性向や差別意識、疎外感のようなものを発見することも、できないわけではない。いずれにせよ、これらの動機はもつともありふれているので、それが可処分所得のなにかしかを有効需要にかえてしまうことになるのは、当然のなりゆきである。

これに対して、性的サービスの供給はどこにあるのか？ それを、売春に支払われる対償がみつけどしてくる。対償は、貨幣もしくはその類似物など、要するに(一般的な)受領可能性を伴うものなのだが、それをえようとすることだけでも売春の十分な動機となるだろう。たしかにひとは、売春することに対するさまざまな抵抗にとりかこまれている。売春はまず、(過重な)労働であるし、暴力や性病や検挙の危険もつきものである。そしてなにより、道徳や倫理・心理・生理的な抵抗感がそれを阻むであろう。しかしそれらは対償の相場を釣りあげるにすぎない。各自が身体の自由な主体であるならば、かならず売春の需要にみあうだけの供給をみだすであろう(4)。

売(買)春は、性的サービスをめぐるマーケットである。いま、対償を求めない男女相互の性的な出逢いをまんなかに置いて考えるとすると、その両翼に、男性が女性を求めるマーケット、女性が男性を求めるマーケットが存在する。(この他に、男性が男性を求めるマーケット...など

資料 7 「=一竜宮城」の項、警察の取締りと店の自主規制がきびしいことがわかる。「××」の項は、下級の街娼。回転をはやくしないと水揚げがえがたい。

80. 2.15

『日刊ゲンダイ』

もあろうが、いたずらに話をややこしくするばかりなので省略する。)相互的な出逢いのかたちは、典型的な恋愛幻想(love-romance illusion)にもとづくような対関係から、もつとも即物的な対関係までの幅がありうるが、相手方に対して対償をもとめるのではない以上は、それで生計を維持するということもありえない。そのいみで、それは'素人'の所業である。とはいえ、'恋愛'として一括されがちなこうした関係も、ふつう信じられているよりはずっとあいまいな境界によって売(買)春と接続していることを知るほうがよい(5)。

対償をうるつもりで任意の異性と性的交渉をもつならば、それはすでに売春である。どちらが言いだしたのかはともかく、それが双方の合意だけによる場合、単純売春と言われる。

売春を常習し、業としていとなむ際にもつとも問題になるのは、他の商売でもそうだが、継続的に安定して顧客が見つかるかどうか、という点である。たとえ違法でないとしたとて、事柄の性質上、自分から大っぴらには宣伝しにくい。そこでしばしば、暗黙の集会的な了解が利用される。街娼は、出没する場所・時間が社会的事実として特定されていて、それを目当てに顧客も自然にあつまってくる。しかし、売春を業とするものは、つねに'危険'に晒されている。相手方は不特定であって、札つきの犯罪人や性的異常者でないという保証はない。また対償(金銭)をとりはぐれたり、交渉がこじれた挙句危害を加えられたりするおそれもある。体がもとの商売では、怪我でもすれば元も子もない。だからそこに、第3者が介在する積極的な理由が生ずる。この場合に、管理売春やそのほかの売春形態がうまれる。娼家を構える管理売春では、建物などの存在それ自体が目標となって、広告機能をはたすことになる。これは、売買春の当事者双方にとって、大いなる便宜である。

売(買)春行為はとにかく、一般の犯罪とは異なって、両当事者の'合意'にもとづいた社会関係である。被害者のいない「犯罪」なのだ(6)。もし、法が保護を与えないのだとすれば、それにかわるものが保護を与えることとなろう。それがヒモのこともあり、娼家の経営者、場所提供者のこともある。彼らはこのマーケットに介入し、'うまい汁'を吸う立場につく。

売春に搾取や加害/被害関係はつきものであるため、売春に対する古典的な批判のかずかずはいつもこの点をやり玉にあげてきた。しかしこれら悪しき事柄は、売春そのものではなくて、売春のまわりに噴きだしているだけである。反売春の言説は、およそ売(買)春に適中していないのではないだろうか? トルコ風呂の営業形態は、売春が実態的な被害と無縁に営まれる可能性について、多くのことを教えてくれる。

*

ふつうトルコ風呂といわれるのは、公衆浴場法に基づき知事から免許をうけた業者が経営する、10~20室程度の個室にスチームバス等の所定設備をととのえた特殊浴場である。1966年には、首相官邸裏に一軒店開きしようとした計画があったことがきっかけとなって、風俗営業等取締法

の一部改正が行なわれ、各府県は「個室付浴場」の営業禁止区域を設けるなど、線引きによって規制している。その営業は、入浴料を主たる収入源とする浴場経営であるが、実質的には、売春のための「場所提供」の対価(賃料)にもとづく営業と考えるのがふさわしい。いくつかの資料によって、その平均的な経営実態を裏付けてみよう。

まず営業収入であるが、その主たるものは入浴料であって、50分数千円程度の大衆的な料金から、数万円に及ぶものまでいろいろだが、要するに個室の回転率にかかっている。基本的には喫茶店経営と同様の、場所の時間貸しである。全国平均で1室あたり月50万円の売上げという(広岡〔1980:190〕)。そのほか、トルコ嬢からの直接・間接の収入がある。コスチューム代。時間延長料。遅刻・欠勤等の罰金。タオル代。コーラ等飲みものの損料。店によっては、客寄せのため入浴料を安くおさえる替りに、「バック」と称して、トルコ嬢にはいるサービス料から払い戻させる例も少なくない。「おはようさん」「お疲れさん」等の名目の露骨な搾取もなかったわけではないようだが、昨今、トルコ嬢の権利意識は大変はっきりしていて、奴隷的搾取のごときはまったく不可能となった。というのは、この業界がほぼ完全な自由市場であり、新規の出店もいまだに盛んであるうえに、トルコ嬢の流動性もきわめて高く、事実上の完全競争状態が成立しているからである。

いわゆるトルコ嬢らは、トルコ風呂の経営者と直接の雇用契約を一切結ばない。これは重要な点である。彼女らの収入は、客から受けとるサービス料に100%依存している。最低クラスの店でも、客1人あたり手とりが1万円前後、1日5~6人の回転として毎月100万円程度の実収になるだろう。トルコ嬢の行なうサービスの内容、値段について店側は一切関知しないことになっているのだが、裏ではもちろん綿密な指導と管理が行なわれている。店としては、サービスの手を抜く娘がいないように内容を揃え、しかも料金を低廉なある一線におさえなければならない。さもないと客足が落ちて、回転が悪くなる。そこで、トルコ嬢に接客法の'講習'を施す(7)。もつとも講習といっても、店がトルコ嬢に所定のサービス料をちゃんと支払わないとおさまらないのが、最近の傾向なのだが。店の経営戦略からいって重要なのは、①トルコ嬢の勤労意欲を高める、②欠勤をなくす(とくに指名が入っている場合)、③覚醒剤やヤクザの浸透を排除する、の3点であって、これが売上げ増に結びつく。

これに対して支出の方は、経常費(水道・光熱費、宣伝費:人件費(マネジャー、ボーイの俸給))、土地建物など固定資本の減価償却費(あるいは地代・賃料)がかぞえられる。広岡〔1978:172〕の試算によると、平均的な店の経常支出/収入の比率はほぼ、0.3。2億円の投資もわずか2年たらずのうちに回収してしまういきおいという。この数字を信用するなら、トルコ風呂経営は、トルコ嬢からの搾取などちつとも必要としないほど高採算の事業であると考えられよう。

トルコ風呂営業を管理売春容疑で摘発するのは、とてもむずかしい。麻薬事犯以外に罔り捜査

はみとめられていない上に、立入り調査権も及ばないのでは、立件は事実上不可能である(8)。内部告発でもあれば、別であろうが。

検挙や公判の維持が困難であるという技術上の理由もさることながら、それ以上に考えさせられるのは、売春防止法がいったいトルコ風呂営業の実態にみあった法的装置であるのかどうか、という点である。この法律はどこかで、売春はひとしく苦役である、女性に加えられるいわれなき差別と圧迫のしるしである、自由意思にもとずくはずのない不当な拘束である、とする固定観念を前提としている。それゆえ、売春にたずさわるような女性は、法的人格に欠陥を有する「要保護」婦女子とみなされる。もしすべての売春が管理売春と等置できるものなら、この論法も通るだろう。

ところが最近のトルコ風呂は、売春の旧態とは趣きを異にしてしまっている。新規の応募者にはことかかず、店の方針に合わない者がどんどん辞めても替りはいくらでもいる。ヒモにだまされ縛られて、あるいは、バーのホステスをしていて借金がかさみ仕方なく、という古典的なケースを押しつけて、手とりばやく現金を掴むため自分からこの道にとびこむ新しいタイプの女性が前面に出てきているというのが、専門記者の感触である。自由に売春する身体。これを法は、取締るのだろうか？ トルコ売春はたしかに管理売春に類似しているが、その実態を仔細に点検していくと、むしろ自由に売春する身体の共棲体へと近付いたものであると考えた方がよいことに気づかされる。単純売春とトルコ売春のちがいは、個人タクシーと法人タクシーのちがいはよりずっと小さい。

ひところの急伸長こそ一段落したものの、トルコ風呂経営はまだまだ上昇局面にある業種である。現在推定、全国で1500軒の店が営業し、約25000人のトルコ嬢が現役とみつめられる。これらの女性が1日5回転をこなし、年240日実働したとして、年間のべ3000万人が入浴することになり、入浴料合計はゆうに1500億円に達するであろう(9)。これだけの規模の産業が現に存在してしまっているという事実を、正確に評定し、それに拮抗するだけの売春論が、求められている。

3.

売(買)春の過去と現状は、いかにもいまわしいものである。しかし、だからといって売(買)春を排除しようとする言説がいつも無条件で承認できるものとなるとは限らないし、そうした言説にしたところで売(買)春を即、撲滅させるまでの力があるわけでもない。ひとは売(買)春を、日常から切断し、ただ排除すべきもののように(第一義的には)表象するかもしれないが、本当はそれは、われわれの誰もが棲息するシステムの一部をなしている。売(買)春とは、たんにそこに

在るものではなく、それを刻々に再生産するメカニズムとともにあるのだ。われわれの身体の可能なあり方のひとつとして、売春する身体があることは、まぎれもない。それを、はなからありえない身体、ありうべからざる身体として排除しようとするかわりに、それがどのようなときのような現われ方をするものであるのかというあたりから究明していくことが、意義ぶかいであろう。

排除の言説とは、たとえば、つぎのようなものである。盛り場の一角やターミナルの裏手、郊外の道路ぞいに、けばけばしいラヴ・ホテルやモーテルのたぐいが毒キノコか何かのように立ち並び、世の「健全」な婦人方のヒンシュクをかったとする。風紀が乱れるし、教育上もよろしくないではないかと。たしかに、小学校の真ん前にそんなものはない方がよろしかろう。しかし、それらの施設が結局は需要に応じてだけ立地することを、考えるべきである。それらは、家庭のなかではどうしても満たされず、しりぞけるしかないような関係が、おびただしく存在し、有効需要のかたちをとるにいたっている、ということを示している。そのいみで、ラヴ・ホテルは家庭の反転図形なのであり、同一のシステムのちょうど反側をあらわしている。人々は家庭から流れ出てそういう施設を共同利用しているのであり、経営者・資本家はその経費を一括先払いして、あとで利用客から回収しようとしているにすぎない。だからそうした場所が、家庭とは相容れない、それゆえ汚らわしい場所だと映ることは、家庭人にとってみれば無理からぬことかもしれないにせよ、その感情を言説のなかでなぞるだけでは、なんの積極性もないと言ってよい。ましていわんや、そうしたラヴ・ホテルを存在させるメカニズムを解除することなど、到底できない相談であろう。(ただそれを、空間的に疎外することができるだけだ——どこか他処に、あっちの方に建ててくれ!) ラヴ・ホテルの造作は、平均的な家庭人の平均的な性的妄想をかたどるようになっていっているのであって、その中途半端な非現実性、卑俗さ加減、……までもまさに、それのみであったものである。家庭がある種の監禁と排除と抑圧のメカニズムであるからこそ、これらの「いかがわしい」形態がそこから産出されるのである。ともすれば、そうした形象を「ありうべからざるもの」として撲滅することなど、当の家庭の側からできるわけがない。(「教育に悪い」というが、こうした<性>空間の屈曲の全幅に対処することもできないような何が「教育」だと言えるのだろうか?)

*

そこで問題となるのは、つぎのことである——かつて売(買)春を非難・告発し、今日もそれを続けている一連の言説は、妥当かつ有効な、首尾一貫した言説であろうか?

ひとくちで言うなら、ここでもやはりわれわれが目にするのは、排除と包囲の言説の大群である。それはまず、売(買)春という事態を、あるまじきもの、悪しきものとして述定し、そこから一切の価値を剝奪する。(その反作用において、あらまほしきもの、よきものであるような関係

がいくつかに存在することが含意される。) ついで、このような分離のあとに、そうした事態を包囲・掃討するための言説がつけられる。反売(買)春的な言説の基本的な骨格は例外なくこのようであると思われるけれども、その文体をなお仔細にしらべていくとしよう。

反売(買)春的な言説は、たとえば、売(買)春という事態を消滅させるために、最終的には法的な措置がとられるように求めている¹⁰⁾。法もまた言説のひとつであるが、それは(司法)権力を背景としており、問題となる事態を(まったく生起しないようにさせるところまではいかないとしても)摘発し、処罰し、抑圧することをその存在理由としている。ところで、法が取締るべき不法は、任意の行為であつてよいのではない。それは犯罪行為、すなわち他者の身体、生命、財産、自由、……その他をそこなう行為、実体的な被害をとまなう行為でなければならない。これがわれわれの法秩序の、原則である。何らの被害をとまなわないような行為は、各人の自由に属するはずだから、これを抑止しようとするれば逆にそうした行為自身がこんどは犯罪を構成するであろう。大島渚の「ワイセツ裁判」は、これを論点として争われた。中山千夏(1977)も言うように、「強制ワイセツ」、「公然ワイセツ」などは悪いに決まっている、しかし、なぜ単に「ワイセツ」であることが取締りの対象となるのか? 何が猥褻であり何が猥褻でないかは、当該社会の慣行のなかで一義に確定するものであるとしたところで、それは身体の可能性を律する相対的規矩を与えるものにすぎない。人間はもともと猥褻な存在である。猥褻が悪いというのなら、人間存在を取締るということと同じではないか? 猥褻を、なにも他の価値(たとえば芸術性)とひきかえに見逃してもらおうということにしないとよい。実体的な被害を生じるというのでもない限り、どんな取締りと禁圧の理由もないと考えるのが自然じゃないか、というのが大島の主張であった。これはそれ以前の「芸術かワイセツか」といった通俗な二分法に較べると、画期的な前進を示したものとみてよい。

売(買)春もまた「被害なき犯罪」であるという点で、猥褻条項(刑法第175条)と類似している。売(買)春という、両当事者の合意にもとづく行為が、なにゆえ禁圧の対象となるのか?

ひとつの可能性は、両当事者の他なる第三者を想定し、その者が加害を及ぼしている、と解釈することである。このように考えられる場合が、管理売春であり、売春する者は「不本意に」売春へと追いやられ、搾取され、自由を束縛され、——要するに、法がまず確保するはずの自由な主体性から逸らされている。なるほどこのように、管理売春はその定義上、排除すべきものであることはたしかだ。しかし、この論法では、すべての売春が実質上の管理売春でなければ、売(買)春をのこらず殲滅することはできない。だが、この世の中に、単純売春、自発的な売春というものがまったく存在しないとは、ちょっと考えられないではないか。

もうひとつの可能性として、不特定多数者に対する「抽象的な」加害を想定する、という方法がありうる。たとえば、たとえ当事者の合意にもとづく自発的な契約であるとしても、それが「公序良俗」に反するものであるような場合には、無効が宣せられるのが当然であろう。この場合、

被害をうけたのは、かならずしも誰と特定できないような社会の全体であり、その社会の「公序良俗」を裏付けているような「人権のシステム」である。基本的人権とは、近代——“実定法的顛倒”以降の時代——におけるわれわれの法空間の、公理の如きもの(仮設的な出発点)であつて、法的思想はその外へ踏みこえることができないところのものなのであるから(橋爪(1981a))。

そこで議論の焦点は、何ゆえに売春行為が人権のシステムに抵触するとされるか、に絞られてくる。たとえばあるタイプの女権拡張論にいわく、“女性を1個の人格としてみとめず、ただ性欲の対象としてのみ扱ふがときは、女性の人権を踏みにじるものであり、許しがたい所業である”——。関係が物化することは、近代の、そしてまた商品関係の、もっとも基本的な事実のひとつである。だから、女性(の身体)を純粹に物的な対象とみるぐらいのことでは、すこしも人権のシステムが侵害されたことにはならない。むしろ売(買)春はある対比のもとで求められている、そう、それは人間的な持続的性愛関係からの遁走の一形態なのだ。売(買)春は、性的サービスの売買であつて、人権のシステムと両立する(矛盾しない)。

男性(のみ)が女性を買うことがけしからん、というのであれば、対処は2通り考えられ、

- (1) 男性ばかりが経済力(可処分所得)を自由にするとところからこういう非対称が生じているのだから、女性のほうでも男性に劣らない経済力をつけよう、
- (2) 性愛行為が商品化してしまうところがまちがっているのだから、性的サービスを商品化するのはやめよう(あるいは、商品関係一般を廃絶しよう)、

のいずれかになるはずである。(1)であれば、女性の経済力がつくにしたがひ、瑣少の金銭のために体を売る女性も減少し、売春の価格が上昇する一方、男性を買う女性ももっとあらわれてきて、事態は対称化の方向へと動きはじめることになる。(また経済力の非対称という観点からみれば、家庭もまたもうひとつの隠された売春関係でありうることになる。)すなわちこの対処は、売(買)春においてもまた男女間の実質的不平等が露呈している、と考えるのが趣旨であつて、売春それ自体を排斥しようとする言説であるとはいえない¹¹⁾。

また、(2)であれば、性愛行為を律する自然的・本源的な関係というものが、樹てられていることになる。(男性がけしからんのではなく、「買う」というような関係がけしからるのである。) <性>領域、ひいては人間の全活動領域が、商品関係を離脱する可能性があり、またそうすべきであるという主張は、たしかにひとつの思想として実をむすぶことがあるのかもしれない。しかしそれはいまのところまだ、現に存する商品世界の事実性にくらべて、いささかも具体的でない。商品関係からはなれて物的交流システムの全域をどのように秩序づけられるか、という問いにこたえる積極的な指針を、(撤退中のマルクシズムを含め)われわれはだれも知らないのである。——この点にここでこれ以上深くたちいる暇はないけれども。(この思想は売春ばかりを照準するには、あまりに根こそぎである。)

*

売(買)春が悪である、という素朴な倫理的感情には、根拠がない。

反売(買)春的な言説は、売(買)春の悲惨な現実を目をひかれるあまり、その悲惨を根絶するに有効とみずから信じる言説をふりまきつづけてきた。ただその割には、売(買)春の悲惨の正体を突きつめてはこなかったとみえるのである。たとえばそれがもし売(買)春にまつわる悲惨(搾取、苦役……)を語りはじめるとすれば、それら悲惨な付随条件が除去されたとき、売(買)春そのものはもはや悲惨でなくなる、と逆に結論されてくる。そのとき反売(買)春的な言説は、“安心して売春ができる自由”を確保するための運動の宣伝と、どこが異なることになるのだろうか？

売春に付随する悲惨ではなく、売春そのことへとまっしぐらに向かっていく排除の思想は、売(買)春それ自体を、(事情のいかん、本人や当事者の認識のいかんによらず)悪=悲惨と断定してはばからぬ、ドグマティズムとともにしか、可能ではないように思われる。売(買)春という、商品関係のなかで与えられる身体の可能性あり方のひとつを、無条件に否認しようとする点で、それはドグマ(教条)とよばれるにふさわしい¹²⁾。

社会事業であることの枠をこえようとする廃娼運動は、近代の法空間のなかでは、許容されるが、同時に相対化される。この信教の自由の原則にたつ限り、思想として展開される廃娼運動はありえても、単純売春、職業的な売春を廃絶するという言説を、普遍的に構成することは、不可能事である¹³⁾。なぜならば— われわれのしる普遍的な言説の水準とは、権利および基本的人権のシステムが与える水準である。この水準のうえに繰りひろげられる言説は、近代のもたらした“人間”という理念のまわりをめぐる。そして、この水準で構成される言説は、たとえば女性の人権、人格権など、女性(ないし人間)の内奥に不可侵の実体(権利主体)を指定(代補)せざるをえず、そのことの反作用として、権利上‘自由に売春する身体’を、抹消できない可能性として含意してしまうから。売春がありうべからざる悪ではない、と言ったのは、このようなみみである¹⁴⁾。

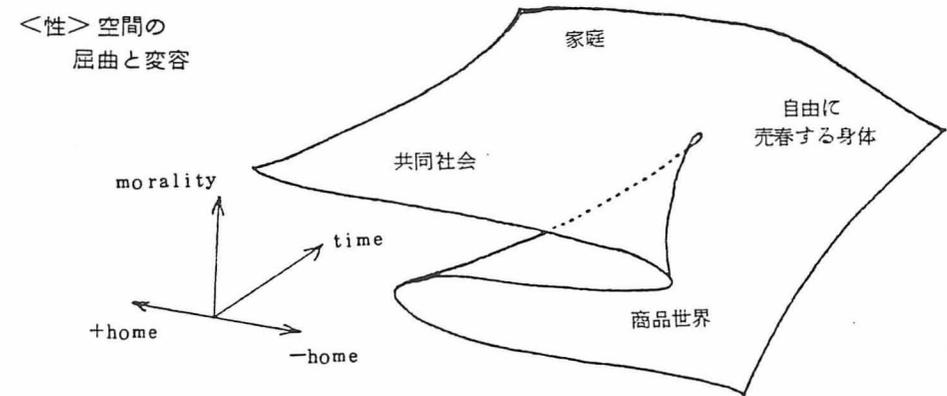
売(買)春を排除する言説が完結しないのは、それが、たとえば人権のシステムからの演繹的な構成によって売(買)春の否定を結論づけようとするという具合に、売(買)春の直接関わらぬシステムのその余の部分を変えずと考えたままの、部分的な努力にあくまでも終始しているからである。したがって、将来売春を排除する言説が普遍的に成立する可能性もないとは言えないものの、それは、現行の近代法空間がそれとはまったく異なった別様の法秩序にすっきりずれこんでしまうような場合に限られる。その新たな秩序は、われわれの資本制空間からは隔たった、うかがいしることのできぬ外にあり、「売春を排除すべきだ」というような予断をたずさえたまま接近できるような場所ではない。

4.

反売(買)春的な言説の無効は、ひとひとの性意識が変容したことの結果もたらされたわけではなく、ただその言説の本来の性能(=限界)がようやく露呈してきただけなのである。われわれの社会が、成熟した資本制的な身体秩序とそれに見合った言説の体系とをそなえるようになりつつある、ということなのである。売春が平均的な市民の日常と連続することにより、われわれの資本制は完成に近づいたかにみえる。

このような角度から、売春の過去と現在の図式を、いまいちど描きなおしてみよう。

江戸期、社会のはほぼ全域は、農村共同社会によって埋められ、都邑の商品世界はその間に局在していたにすぎない。売春する身体は、農村から都邑へと流入する不良流動人口の一部なのであった。都邑の商家はおおむね農村の共同社会をかたどった擬制の共同社会を営むのであったが、



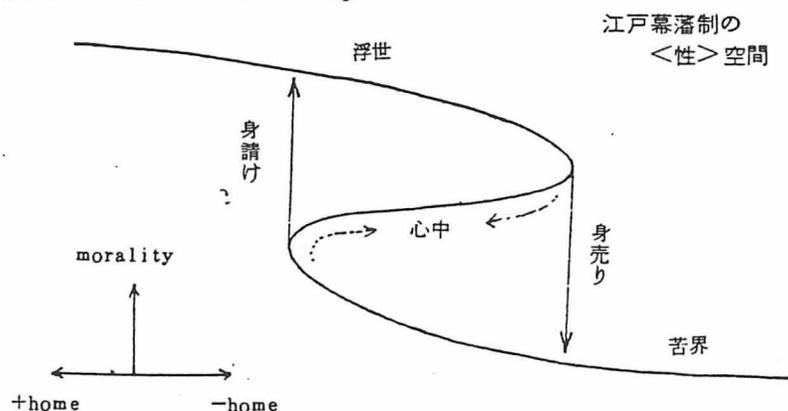
売春する身体ばかりはそのような擬制をはがれてむきだしとなる。移行にともなって、身体は農村共同社会の人倫から外にはじきだされ、それが本来あるべからざる場所、悪所=遊里へと、カタストロフィ的な転落をとげることになる。空間的にも身分的にも疎外され区画づけられた反世界、それが遊廓である。

いま、<性>空間の全様相と変容とを、一枚の曲面によって模式的に表わすことを考えるなら、その上を占める1点によって、ある身体のある営みを示すことができるだろう。

農村共同社会と都邑の商品世界とが共存するために、<性>空間は江戸期のあたりで大きく彎曲してしまい、そこに楔(カスプ)状の折れまがりが生じる、なぜなら第1に、農村の共同社会、都邑の商品世界がそれぞれ与える身体秩序は互いに異和的な原理に服するはずであり、第2に、幕藩制の政治・身体技術は、社会の全域を、圧倒的に優勢な農村共同社会の人倫によって極力蔽いつくすところに向けられていたからである。共同社会の身体秩序、商品世界の身体秩序に2つの対等な原理をみとめようとしなかったのが、江戸幕藩制の著しい特徴である、とおもわれる。‘自由都市’界の潰滅と、島原のキリシタン弾圧とが、幕藩制にその必須の初期条件を与えた。

<家>的なmoralityが社会の全域をおおい、なかんずく商品関係もその延長上で営まれるよう求められる。そこでは、商業の過剰な膨張がそれ自体、ある転落と汚染の兆しですらある。

この幕藩制の戦略は、'内面の良心'という制度と自由な商品関係とが相まってあり、たとえば19世紀ウィーンでみられたような、性の二重道徳状態の出現(良知[1980])を未然に抑止する。厳密なみでは江戸期には、身体が<家>の人倫を離れて出会う場所——街頭(ストリート)——というものが存在しなかった。そのため街娼も、わが国ではながらく、ついこの戦後までまったく一般的ではなかったのである⁽¹⁴⁾。そのかわりに、売春する身体は、都邑の1区画に集められ、幽閉される。そうした身体は、それがもと帰属したある共同社会(もしくは<家>)の要請を背負って、そうした場所につなぎとめられ、居させられているのだ。こうして幕藩制下の<性>空間は、S字状のカーヴを描く。その上面は、共同社会の人倫が支配する浮世(=憂世)であり、その下面は、苦界である。性的身体は、そのふたつの領域を連続的に移動していくことができない。身売り、すなわち主体性のない転落と監禁を経験するほかはない。身請け(年季明け)は、その逆方向の幸運な移行である。客と遊女の身体は、空想的な美学(=粹)や過剰な身体技法(=芸)を介在させるようにしてだけ、非現実的なかたちで対面し、遭遇する。両者のトポスが連続的に他身体へとたどり、解近する径路をもつことは、今生でありえぬ身体の可能性(=心中)としてだけ想いえがかれる。⁽¹⁴⁾



明治維新以降100年余にわたって、わが国の農村共同社会は縮退に縮退を重ね、いまやその最終局面に達している。この時点まで娼娼区域への人的供給源は、主要には、そのような共同社会であったらう。彼女らは、自身の帰属する集団の窮状を救うために、そこから拉致されてきた逸出部分であって、将来にわたる性的サービス労働の代価の前渡しと引きかえに、身柄を拘束されたのである。そのため娼家経営は、監禁と拘束によらなければ成立しなかった、その度合は徐々に緩んでいったとはいえ。彼女らは親許へけなしの収入を送金するために、身を粉にして働く。農村—半農村的な勤労エートス(孝行)が、まったく場ちがいなはずの商品化された<性>空間にもちこまれ、持続している。農村共同社会のひきつづく崩壊が終了せず、人的供給が

需要を上回って事実上無尽蔵であるあいだは、その労働の対価は生存水準にまで低下する傾向があり、利潤は固定資本の調達者(売春業者)がのこらず吸収してしまう。このような身体秩序——臣民の身体秩序——の運行を監視するのは、警察なのであった。

これに対して、'革新トルコ'出現以降のトルコ売春は、前借や監禁はもちろん、雇用契約の存しないことなど、単純売春への著しい接近によって特徴づけられよう。「トルコ風呂の社会に強制らしいものはほとんど存在しない」(広岡他[1981:105])とまで言われるほどである。農村共同社会が崩壊しつづき、<性>空間の彎曲がすっかり伸びきってしまったところに、市民的な秩序——家庭と売春する身体との連続性——が普遍的に成立しはじめている。ひとは、売春する身体を、じぶんの身体の可能性とみなすようになった。事実ひとは、商品関係のなかを、なだらかな軌跡を描いて自然に売春する身体のほうへ移動していくことができる。それはもはや特異なことではない。すでに素人と玄人の区別はつかなくなっている。



われわれがすでに、おそらく'70年代はじめごろを決定的な転機として、<性>空間の特異点集合(=ターニングポイント)上を通りぬけてしまいつつあるのだとすれば、かつて<性>空間の屈曲(=売春の悲惨)に照応していた言説——売(買)春を排除する言説——もまた無効になりはじめていると言わねばならぬ。<性>空間の全様相に対応する、新しい思想が求められている。

*

ここでもっとも中心的な論点に、われわれは到達した。それは、売春について流布している言説の組立てを、すっかり逆転させることである。つぎのように。

売春がまず邪悪なものとしてあって、しかるがゆえに売春が排斥されるべきものとなる、のではない。その逆に、排除されるからこそはじめて、売春は邪悪なものであったことになる。これが真相である。この排斥は、<性>空間にはたらく集合的な力学の、帰結である。<性>空間が大きく彎曲することの効果として、(当然にも生起している)売春が、'悪しきもの'として照準されてしまうのである。売春は、それが<性>空間のなかで占める位置により、反・聖性を付与されるのだ。

一見これは単純なラベリング過程と見紛われるかもしれない。しかし、<性>空間に作用する

力学は、ラベリング過程には解消できない実質的な基盤をもっている。

人間の<性>はいくつかの特異性(singularity)によって特徴づけられている。ひとつは、'近親'との性的な結びつきに対する特異な反撥傾向。この<性>的な禁忌が各自身体に帯電することによって、人間の性行動の総体が空間的拡がりや秩序とを与えられ、<性>空間となる。もうひとつは、この<性>空間のなかで、とりわけ性的な身体に対して特異に与えられる抑圧傾向。性にまつわる羞恥心、不浄感、猥褻感、自他の性的身体に対する牽引と反撥の均衡がもたらすものである。対の性交関係が公然たる空間にそのまま参与できないのと同じ程度に、性的身体はそうした場所から秘匿すべきものとなる。人間存在にとって、性のこのような特異性は、普遍的である。

<性>空間の秩序に即して社会全域を組織していくところに、親族的な社会秩序が出現するだろう。社会人類学が最も好んでとりあげるのは、このような「未開」の社会である。いまにいたる多くの共同体や共同社会も、また家族集団も、とくに局部的にみるならば、未開の親族秩序と同相(homeomorph)であると言ってもよい。

これに対して、商品世界は、親族秩序から解きはなされた遊離身体を要請する。だからそれは、遊離身体そのものを商品=奴隷としてしまうところから、出発した。そして、共同社会と商品世界との安定した棲みわけが永らく経過したのち、資本制の大運動、すなわち、空間の全域にわたる遊離身体の生成と主体化が、進行する。こうして、権力の絶対空間のなかで、商品世界が市民社会へと羽化するのだ。

緊密(タイト)な<性>空間のなかで開かれることのなかった性的な身体が、商品世界のなかで開かれるところに、売春が成立する。そしてこのとき、性にまつわる特異性もまた、売春行為へと転移し付着してしまう。売春がたとえば不浄と目されるのは、局部的な<性>空間ないし共同社会の育くむ人倫にもとづく先入感であり、偏見である。性的身体を対象化し、商品化する行為はたしかに、家庭にうまれる誰にとっても、もっとも遠い身体の可能性ではあろう。こういう理由からこれまで、売春はつねに特異視されてきたと言ってよい。しかしその実質は、差別である。

売春はわるいか? 否、すこしもわるくない。すくなくとも、売(買)春=悪、を論証するにたる言説は、当面構成不能である。このことはすでにのべた通りである。それでは、売春がわるくないのなら、売(買)春に対する特異視(偏見)はやがてすっかりなくなっていくものなのであろうか?

売春の現在がもっとも苛酷であるのはなにかと言えば、それは過重労働でも搾取でもない、たぶん、職業としての売春を支える勤労の倫理(エートス)が見出し難い、という事情であると思われる。

売春する側からは、「普通の奥さんは何をやってんのかと思う。お抱え売春婦と一諸じゃない

かって言いたくなるよ」(広岡他〔1981:98〕)という居直りもあろうが、こんな強がりやで押しきることはできそうにない。というのは、売春にたずさわる当事者にしてからが、賤業意識に日々さいなまれ、自分の職を身内にもひたかくしにしていたりする。売春する当事者が売春を排除する側の言説に感染している(7)。遊客の差別意識、堅気の人々の同情、さらには矯風会ばりの「売春の軛から女性を解放しよう」というような言説までが、ますますこの分裂をはなはだしいものとし、売春する女性を苦しめる。この間隙を埋めるためにこそ、シャブ(覚醒剤)であるとかヒモであるとかが侵入してくるのだ。

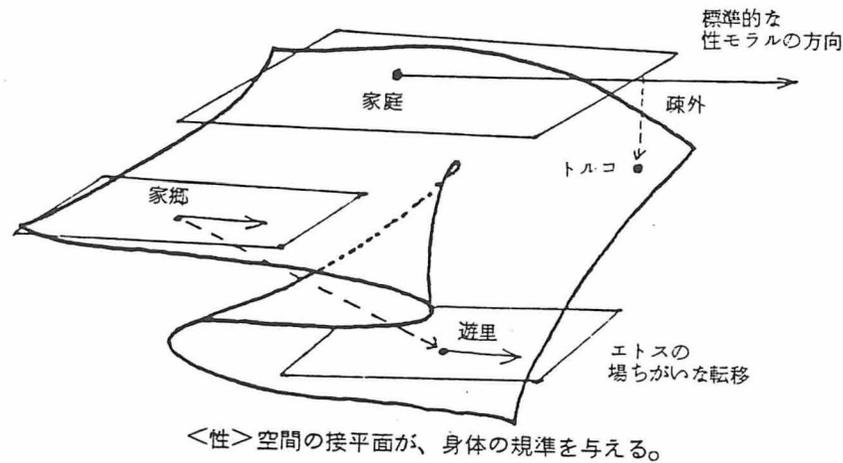
ひとはしばしばこれを指して、その売春が究極の規準に照らして悪であるのだから、賤業意識がついてまわるのもあたりまえだ、すなわちトルコ嬢らの煩悶も理の当然、自業自得ではないか、というように考える。しかし、このような烙印は正当でない。自由に売春しているはずのトルコ嬢らが自分の行ないに大なり小なり拭いきれないマイナス・イメージを抱いてしまう事実は、最終的にはつきのように解明すればすむことである。

売春——性の商品化——にマイナス価値が集中するのは、それが、家庭を成り立たせる性モラルと逆転するものだからである。家庭のモラルは、人称的な性交の親和関係(=夫婦)と、人称的で禁圧された性交の、脱エロ的な親和関係(=親子兄弟)と、からなる。そこで欠落している身体の可能性は、端的に無人称的な(即物的な)性交関係にちがいない(8)。ひとはこのらず、家庭に生をうける(と仮定せよ)。そこでひとがまず家庭の性モラルを身につけるとすれば、ついにはそれは順次に他の対称へと外挿されてゆく。ひとはそのようにして、自分の対他世界を拡張する。いわば、<性>空間上をなめらかに移動していくわけである。ところが、売春という地点へは、すんなりとした延長可能性が存しない。それは市民的な身体秩序のなかにたしかに位置するのだが、平均的な性モラル(家庭)の側から単純に出発して身体の可能性をたどろうとする限り、その地点へは達しえないのである。もちろん、ルートは存在するのだが、それを通過するには「転機」が必要である——完全に市民的な身体秩序にみあった<性>空間は、ゆるやかな曲率を保っている。(専業)主婦はこの空間上の「不動点」なのであり、家庭の性モラルのもっとも自体的な体现者となる。そのモラルの線型的(1次元的)な延長は、(自由に)売春する身体を、ありえないものの如くに排除しなければならなくなる。

トルコ嬢など売春する女性が、心に煩悶をもち、「転落」実感をもつのは、彼女らが、家庭の性モラルから生ははじめ、しかも自分の身体がその性モラルのなかに位置つかないことを知っているためである。そこでたとえば、身体が親和的な性交の対象であることを確認するため、ヒモを持つのもあるし、首から上を非「営業用」と称して客には触れさせなかったりするわけだ(葵他〔1980:192〕)。(このような恣意的身体区分のなかに、葛藤する心情があらわれているのではないか。)

市民社会の離散した遊離身体は、<性>空間上のあらゆる多様な地点で、多様な性モラルを実

現してかまわないはずである。しかし、〈性〉空間の全域を単一の性モラルで近似しようという



場合、家庭の性モラルが基軸とならざるをえない。(そこはひとが生まれ育つ場所だからだ。)この1次近似の効果として、自由に売春する身体の逸出が生じる。トルコ嬢らは、性モラルにさからって、あえて売春することをえらんでいる、という形になるのだ。だから彼女らが悩むのは、モラルに反して性を商品化している(と信じさせられている)アノミーであり、それを墮落と自覚するしかない強制である。これに、性や性病にまつわる汚穢感が加わって、事態に輪をかける。こうしたアノミーに続発する二次的な不全症状が前面に出るとき、売(買)春=悪の'惨状'がみごとにも再生産され、古典的な反売(買)春の言説を弁証するものとされるのだ(19②)。

5.

さいごに、はじめの問題、東南アジアに向かう"セックス・ツアー"などをどう考えたらよいのかに戻って、そのアウトラインを示しておこう。

大勢の団体旅行で現地へ乗りこみ'集団見合い'までするとは、恥知らず、無神経も極まるといえようが、話の本筋はそういうところにはあるまい。またその国で管理売春が行なわれているなら、客が日本人だろうと誰だろうと関係なく、けしからぬことである。いまそういうことがないとするれば、まず考えられないといけない点のひとつは、国際貿易論にも等しい問題である。一方の国(日本)に売春慣行(性的サービスのマーケット)があり、もう一方の国(たとえばフィリピン)にも売春慣行(マーケット)があったとしたとき、どういうことが起こるか?

Ricardoの比較生産費説(あるいはすすんでHeckscher-Ohlin-Samuelsonの定理)の教えるところによれば、自由貿易を行なう2国(多国)は、自国で豊富に、従って安価

に供給できる生産要素により大きく依存する産業へと、それぞれ特化をとげる。日本は資本設備が潤沢であり、フィリピンは労働力が潤沢である。従って、日本人からみてフィリピンの売春はより"安価"であり、フィリピンの女性が日本へ出稼ぎに来るか、日本人がフィリピン女性を買いに出かけるようになるのが経済法則に適合している。実際、移動の経費が十分に小さくなってから生じたのは、そのような事態であった。

ところで以上の議論は、各国の文化的な背景(家族・親族制度、宗教、習俗、……)の差異を捨象してしまったところに成立している。そうした差異を考慮するや、問題はまったく異なった様相を帯びはじめよう。ひとこと言うなら、そこに生じているのは、大掛かりな汚染と破壊である。丁度ふたつの銀河系ほどにも異なる秩序の、真向からの衝突である。この事態の全貌は、なまなかにつかめるものではない。

第三世界と先進諸国との経済関係をとらえて、ひとはしばしば'搾取'であるという。しかしながら厳密なみでの搾取は、価値が一義的に定義・算定できるような、単一の経済システムのなかでのみ通用する概念であり、ここでは妥当しない。またひとは、'買春ツアー'のような現象をとらえて、'性侵略'であるという。それは、どのような意味か? もしそれが、2国間にまたがって性的サービスのマーケットが成立している、という事実以上の実態をさすものだというのなら、たぶんつきのように考えるのが最も適当だろう——両国において、現時点における〈性〉空間の曲率や屈曲の様相は、著しく(たとえば江戸期と現代の日本ほどにも)異なっており、それが商品関係の浸透(=汚染)を介して否応なく接着してしまった結果、異常なまでの負荷によってかの国の〈性〉空間がはなはだしく捻じまげられる、そのこととその副作用とをさすのだ、と。つまり事態は、個人間の加害関係などをこえた拮抗をもっている。

日本が国内の、後背地であるような農村共同社会を破壊しつつしてしまっているとき、これらのどかな国々は、なお伝統的な、前市民社会的な部分をたっぷりと温存している。それら社会はあるエトスを保有しているにちがいないが、たぶんそれは売春を位置づけることができない(許容しない)。その国が売春に特化してしまえば、そこには大量のアノミーが発生してしまうだろう。これはたしかに、経済システム相互の接触にともなう汚染一般の一樣態である。ただし売(買)春の場合、それが性モラルの至近で生じるところが、一段と破壊的なのであるが。現在のように、経済力の格差が歴然としているときには、そして女性が'自由に売春する身体'であると言いきくときには、それは'強姦'に等しい! — そう叫んでしまいたい衝動が、わたしのど元にてこみあげてこないわけがない、しかしそうする前に、まだみておくことが多く残っている。

問題は全体的であって、'買春ツアー'を自粛させたから、といって片付くことではない。団体旅行のようなこれみよがしの破廉恥行為をやめさせることはできるだろうが、個人旅行者を締め出すわけにはいかないし、その挙動をいちいち監視するわけにもいくまい。このレベルでの

‘性侵略’をやめさせる手段は、まったくみあたらないのはたしかだ。

売春に限らずとも、第三世界との一切の交渉は、汚染に通ずる。‘買春ツアー’にこだわるのは、売春を特異視する特定の性モラルに固執するからだろうが、そうしたこだわりをはなれ、それを全面的な汚染のなかで見直すことが肝腎と思う。用もないのにフラフラと、ささいな好奇心からそうした土地をふらついて、金をつかうのは、深刻な汚染に輪をかけて加担したことになる——それは‘買春ツアー’と遜色ないほどの害悪にかぞえられる、と覚悟すべきだろう。(国内にじっとしていたとて、大差ない汚染の原因になるかもしれぬ、ということでもあるが。)

拡張しつつある、資本制的な商品世界は、かように根源的な暴力性をおびている。それが残存する共同社会に及ぼす汚染は、とどめようがない、ただわれわれは、その汚染の度合をゆるやかなものにすることができるだけだろう。そしてさらに悪いことに、どうすれば汚染を最小限にとどめることができるか、誰にも判っていないのである。

*

福音書の描くイエスは、多くの興味ぶかい挿話に彩られている。そこからふたつをとりあげよう。ひとつは、イエスが、母、兄弟姉妹らからいかに離脱しているか、を示すものである。

「衆人はイエスを囲んですわっていたが、「ごらんなさい。あなたの母上と兄弟、姉妹たちが、外であなたを尋ねておられます」と言った。するとイエスは彼らに答えてこう言われた、

「わたしの母、わたしの兄弟とは、だれのことか……神のみこころに行う者はだれでもわたしの兄弟、また姉妹、また母なのである」(『マルコによる福音書』第3章)

もうひとつは、イエスが、姦淫した女をどのように処するか、を示す。パリサイ人らが女を捕えてきて、たずねる。

「先生、この女は姦淫の場でつかまえられました。モーセは律法の中で、こういう女を石で打ち殺せと命じましたが、あなたはどう思いますか」。……イエスは身を起して彼らに言われた、「あなたがたのなかで罪のない者が、まずこの女に石を投げつけるがよい。」(『ヨハネによる福音書』第8章)

まず明らかなように、イエス自身が、1個の遊離した身体であった。商品世界の拡大とともに、そんな宿命を背負った者たちがおびただしく存在したであろう。イエスがとりわけ課題としたのは、そのような遊離身体に対して、崩壊にさらされているあちこちの共同社会のどの特殊な習俗が与えるものどちがった、一般的な倫理をみつけたことである。倫理とは、身体の一連の可能な様態にみあったフォルム(ことば)のことである。この倫理によって、商品世界のなかの遊離身体は、しかるべき連繋の統合構造(=愛)を実現するはずだったのである。イエスの天才的レトリックは、その存在をさぐりあてようとする。イエスは、家郷や共同社会のすみずみから都邑の商品世界にまでひろがる<性>空間の曲率全体を、このときくまなく見通していたに相違な

い。これは、特定のモラルにこりかたまつたパリサイ人や他の人々の誰もが、よくなしえなかったことである。この<性>空間のあるところに身をおいて他を排斥するのではなく、その曲率にぴったり合ったモラルと秩序を与えること。そのような新しい超越倫理(ことば)に素直に感応するときに、まちががなく、

「取税人や遊女は、あなたがたより先に神の国にはいる」(『マタイによる福音書』第21章)のであった。これを、修辭的な逆説とってはならない。彼と彼女らの身体こそ、商品関係により捻じまがった<性>空間のなかで、もっとも排斥され、否定され、それゆえまっさきにイエスの試みの標的となった身体であったのだから。遊女とは、イエスの可能な身体のことであり、ほとんどイエスの身体そのもののことであるとも言える。

イエスが生きた時代とはまた異なった事情の然らしめるところでもあるが、われわれの資本制的な現在もまた、倫理を、<性>空間の全体を領導するような原理を、希求しているのではなからうか? この地球上は今くまなく、国家の一群に直和分割されている。しかしそれらの国家は、けっしてひとしなみでない。そのひとつひとつを集合する身体の空間とみると、権力や資本が身体をとらえる仕方に著しい精粗濃淡がみてとれる。おのおのの国家は、内にそれぞれの<性>空間とその特異な屈曲をおしかくしたまま、相互にとり結ぶ商品関係によって、否応なく連繋している。そのような凹凸を通じて、多角的な、ときとして過酷な、あらゆる力学が作用せざるをえない。資本制は不均衡を介して、なおも拡大しつつあるシステムなのだ。ここしばらくの‘買春ツアー’反対キャンペーンは、わたしの眼にふれた限りでは、経済メカニズムの不正義をあまさず剔出しようとする厳密さの点でも、性モラルの革新をなしとげようとする断固たる意気込みの点でも、不徹底で、いまひとつ中途半端なままにとどまっている。われわれの直面する時代の必然に肉迫するところまで、行っていない。それは、努力が足りないというようなことではなく、売春防止法や通念が抱えるあいまいな性道徳観を対象化しないまま、言説の部分品として使われてしまっているせいだろう。国境をへだてた性関係は、国境に閉じられた性関係よりはなおのこと、権力の効果に深くとらえられている。性と資本と権力と——この3者の絡まりあいの時代的な様相にびたりと照準するとき、売(買)春にまつわる謎のすべてを解きあかし、その現実と過不足なく対峙しようとする仕事もその縮につくのである。

注

- (1) 4~5万人の娼妓のうち、毎年8千人ほどが新陳代謝するという(田中(ed.))[1975b:67]。)
- (2) 芸妓は、歌舞音曲など芸事をよくし、酒席にはべるなど、娼妓とは線画しているけれども、娼妓と2枚の鑑札をもつものが多く、そうではない格上の者にしても実態はそれに近かった(井上[1980:33])。

そのほか、大東亜戦争期には、殊に朝鮮各地から、多数の婦女子が女子挺身隊の名目で無理やり徴用さ

れ、従軍慰安婦として各地の前線に送りこまれる例が多かった。その数5万名とも言われるが、詳しい記録が破棄されているため、判明しない。

- (3) 純粋に法理論から考えても、売春防止法は憲法に抵触するのではないかと考えられる。これが「職業選択の自由」に対する不当な制限であるとの論点はさておいても、「法のもとでの両性の平等」原則に反していることは明瞭ではなからうか？ 先年新宿紀伊国屋裏の喫茶店を舞台に、そこを溜まりにしている少年グループがOLや主婦を顧客として「売春」し、小遣いを貰っていた事件があったと思うが、これを摘発した警察当局は、男子に対して売春防止法の適用は無理との判断から、補導処分を行うにとどまったという報道であった。つまり同法は、第2条で売春を女性が行なうものと特定しない定義を与えておきながら、第1条では女性のみを「更生」の対象としているのである。(もし、第2条の定義が女性に限定されるものなら、それがまた違憲とならう。)
- (4) ひとつねに己れの身体の自由な主体であるわけではない。各自の身体は、家族・親族や共同体の秩序のなかで相互に緊縛しあっており、習俗の圏域のなかにつなぎとめられている。各自身体がそこから遊離するとき、売春(の最も一般的な可能性)が生じはじめる。
- (5) 街角で魅力的な男性と知りあって意気投合し、その足でホテルに泊まり、宿代を支払ってもらったとする。するとその時点で、売春防止法違反容疑により、あなたは逮捕されるかもしれない。金銭を受領せず宿代を払ってもらっただけの、「宿パン」という分類があり、同法第5条の売春にあたる。(対償について事前に「交渉」がなくても、暗黙にそれを期待しているとき、犯意が成立する。)
- (6) この点は、刑法上の単純猥褻とよく似ている。強制猥褻ならびに公然猥褻ではたしかに被害の実体が特定できるのに対して、単純猥褻ではそうではない。同様に、売春を強要したり売春婦から搾取したりする管理売春には明らかに被害が伴うものの、単純売春(あるいは売春それ自体)に関しては、そうは言えない。
- (7) 講習は、遅刻・欠勤の罰金などと同様に、じつは管理売春の有力な証拠となる。
- (8) トルコ風呂は厚生省の所管であり、公衆浴場法にもとづく保健所の査察がある。それに対して、いわゆるピンク・サロンのきわどいサーヴィスが売春一步手前でとどまっているのは、警察の取締りの効果に負うところ大なのであろう。
- (9) 公休(ふつう3日働いては1日休みの割)病欠を考慮して、個室数×1.5が1店あたりの適正トルコ嬢数とされる。この数字は、1970→1975年の伸びを外挿してややうちわに推算した。
- (10) 売(買)春に対する反感・非難・反撥をのべる言説をのこらずここで、反売(買)春的な言説に含めているのではないことに、注意していただきたい。それが各自の思想信条や倫理観を告げるものであるなら、その効力を保証するものはその表明である。そしてその表明は、他者一般に対する拘束的な影響力へと転化することを、まったく狙っていない。それに対して反売(買)春的な言説とは、売(買)春が普遍的に排除・禁止されなければならないことを主張し、あるいは暗黙のうちにも前提としているような言説である。

- (11) 明治民法に反対する女権論者がかつて、妻のみに適用される姦通罪を男子にも適用せよと主張したことがあった。これは娼娼運動の戦術の一環でもあったのだが、戦後の民法はしかし、姦通罪を両性に適用するのではなく、一切問わないというかたちで、対称性を実現した。むろんこれは、姦通を肯定するという趣意でなく、法の介入が不適當であるという趣意なのだ。単純売春(の非対称な現状)についても、法は同様にふるまうべきではないだろうか？
- (12) ドグマは、ある言明を採用する根拠を、究極には1個人の信念と決断のうえに置いている。こうした言説がその個人に限らずあらゆる身体をとらえるべきものとされる場合には、それはどうしても、政治的なものとして現象することになる。反対派(売春容認派)を駆逐する力学の上でしか、主張する言明の普遍性を弁証できないのだから。
- (13) 「生成法学(Generative Study of Law)」というものが考えられる(橋爪[1981a])なら、以下の立論を、近代法空間における(単純)売春禁止法令の導出不可能性定理、というかたちに形式化できるだろう。
- (14) 念のため注意しておけば、この水準において、売春は、推奨すべき善なのでもない。それは、なにごとでもない。さしあたりは各自の倫理に任されているのであって、めいめいが選択する生きられる秩序のかわりに属する。われわれが当面有効に行使している近代の言説のシステムは、それにア・プリオリな裁定を下すようにはできていない、ということを行っているのだ。
- (15) ムシロ1枚を抱えて体を売る「夜鷹」という人種は、言ってみれば娼娼であるが、その身体は身分制の階梯からもすっからはみ出たところでしか存在できなかった。
- (16) わが国における心中言説の流通と恋愛の不在は、このように(性)空間の屈曲に根拠をおいていた。この屈曲にもっとも大きな困難をみたのは、まず明治キリスト者と透谷らであり、ついで、転向というかたちで異界(革命)と現世とを往還したマルキストらであった(ハウスキーパー制という架空の恋愛関係)。その屈曲が時代の進展とともにさらに狭まるにつれて、そのささいな落差を知的な存在理由とする二面相——進歩的文化人——が叢生する。彼らの寿命はしかし、1970年前後、この屈曲が伸びきったことによって尽きはてた。
- (17) それは、自分の稼業をさすはずの「売春婦」ということばを、つい、マイナスイメージとして用いてしまっているという、すぐ上の例にもうかがえる。
- (18) 性愛とは、多かれ少なかれ即物的であらう。
- (19) 「泡踊り」のような特殊な身体技術は、ふたたび売春を特徴づけるものであるようだ。これは、モラルにかわり、売春する身体が自らに与えようとする形態化の試み、とも考えられる。かつて芸妓・娼妓の身体をかたどったかすかすの身体技術の再来。
- (20) トルコ嬢らが売春の特異視からまったく利益をうけていないかという、そうでもない。彼女らは概して高給であるが、その幾分かは、賤業差別視の代償である。すてにのべたように、トルコ嬢の手取りは、

純粋に市場法則によって定まるのだが、その内容を分析してみれば、①基本労賃、②差額地代(若さ・美貌などへの報酬)、③技術料、④職業視の代償(危険手当)、となるだろう。

文 献

- 葵・友子 1980「ああ、男根の謎、ウソ、不思議、メカニズム」、『新鮮』4-2(22):188-194
- アジアの女たちの会(ed.)1977「特集 買春観光を許すな!」、『アジアと女性解放』2. アジアの女たちの会。
- (ed.)1980「特集 続・買春観光を許すな! —— アジアからの告発と日本の状況 ——」、『アジアと女性解放』8. アジアの女たちの会。
- Edwards, Lawrence 1976 Lover: The Confession of a One-Night Stand, E. M. L. A. = 1980 竹村健一訳、『性の漂泊者』, 三笠書房。
- 深沢七郎 19 「東北の神武たち」→19 『東北の神武たち』, 新潮社
- 橋爪大三郎 1981a 「法の記号論へ」、『記号学研究』1:95-106.
- 1981b 「ツィゴイネルワイゼン: 知の擬態」、『月刊イメージフォーラム』2-8:80-88.
- 広岡敬一 1978 『トルコロジー: トルコ風呂専門記者の報告』, 晩声社。
- 1980 『ちろりん村顛末記』, 朝日新聞社。
- 広岡敬一・玉緒・白蘭・レオ・さおり 1981「私たちが国家公務員にすべきだ 雄琴トルコ嬢の男性研究激白座談会」、『素敵な女性』3-5:94-105.
- 市川房江 (ed.)1978 『日本婦人問題資料集成 第一巻 人権』, ドメス出版。
- 井上 雪 1980 『廓のおんな』, 朝日新聞社。
- 伊藤秀吉 1931 『日本娼娼運動史』, 廓清会婦人矯風会娼娼連盟。→1978 抄録「マリヤ・ルーズ号事件」, 市川(ed.) [1978:192-195] .
- 神崎 清 1970「売春の社会状況-東京の売春汚染は防げるか-」、『ジュリスト増刊 性-思想・法-』, 98-116.
- 中山千夏 1977「女と猥褻-女の顔は猥褻ではない-」、『愛のコリーダ』起訴に抗議する会(ed.)。『猥褻の研究』:169-192. 三一書房。
- 大島 渚 1979「ワイセツ、なぜ悪い! -憲法判断避けた「愛のコリーダ」判決-」、『法学セミナー』, 10-15.
- 良知 力 1980「四八年革命期の女性史断章」、『創文』197:2-9.
- 佐野 真一 1981「雄琴=トルコの社会学」、『週刊文春』23-1:37-44; 23-2:37-44; 23-3:36-43;
- 重兼 芳子 1981「あなたに代わって探訪しました ホストクラブの仕掛け」、『婦人公論』783:262-268.

- 鈴木清順 1978「ワイセツと映画-「愛のコリーダ」裁判・特別弁護人冒頭陳述-」→1980『孤愁』:190-215. 北冬書房。
- 立花 隆 1979『アメリカ性革命報告』, 文芸春秋。
- 高里 鈴代 1981「アジアを搾取する買春観光-その差別と搾取の構造を告発する-」、『月報公害を逃すな!』2-58(99):15-19.
- 田中寿美子 (ed.)1975a『女性解放の思想と行動:戦前編』, 時事通信社。
- (ed.)1975b『女性解放の思想と行動:戦後編』, 時事通信社。
- 東京都民生局婦人部 1976『売春問題を考える』, 東京都。
- 内田隆三 1980「全域的な権力体の身体技術論とその構造安定性」、『第53回日本社会学会大会報告要旨』:11-12.
- 上野千鶴子 1980「主婦論争を解説する」、『女性学年報』1:39-50.
- 山本七平 1979『日本資本主義の精神-なぜ、一生懸命働くのか-』, 光文社。
- 山本 泰・内田隆三 1981「「消費社会」の身体技術論-性の広告を準拠として-」、『吉田秀雄記念事業財団』: - . 電通。
- 山本 泰・山本真鳥 1981「消費の禁止/性の禁止-サモア社会の交換システムの構造分析-」、『東京大学新聞研究所紀要』29:67-186.

(はしづめ だいさぶろう)